

【[申告計算結果]欄が0円となる例】

1. 見込納付額を決定します。(申告計算結果と同額を見込納付額とするケースです。)

(R04)法人市町村民税(納付書の作成)

ファイル(F) 表示(V) ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

2: 新宿販売株式会社

1. 法人市町村民税の納付書作成事項を入力してください。

本社・本店	市町村名	011002	札幌
税 目 等	申告計算結果	納付額	
各割額の税額表示区分	☒ 別建表示 ☐ 相殺表示		
法人税割額	01 4,000,000	4,000,000	
均等割額	02 60,000	60,000	
延滞金	03		
督促手数料	04		
合 計 額	05 4,060,000	4,060,000	

2. [見込納付額確定(複写)]ボタンをクリックして、複写を行います。

確認

当メニューで入力された見込納付額を、メニュー502「地方税申告書データの入力と確認」の第20号様式の「見込納付額[21]」欄へ複写します。OKですか？

納付書の「納付額」欄に複写する場合は、「F6税額再複写」を押してください。
「シミュレーションシート」の第20号様式(税額計算基礎)の「見込納付額」欄へ複写する
ボタンを押してください。

見込納付額
確定(複写)

択してください。

4選択終了 F6税額再複写 F10処理メニュー

3. メニュー502の[20号：市町村民税の税額計算基礎]WSの札幌市の行をダブルクリックして、[見込納付額]欄に上記1. の[法人税割額[01]]と[均等割額[02]]の合計金額(4,060,000円)が複写されていることを確認します。

区分	管理番号	申告区分
納付税額の表示区分	20	入力省略(別建表示)
見 込 納 付 額	21	4,060,000

4. 計算処理(※)を行います。
※ 見込納付額の算定において、本計算(単体仮計算)を行った場合は、再度、本計算(単体仮計算)を行います。

5. メニュー705(507)で札幌市の第20号様式を確認すると、[この申告により納付すべき市町村民税額]と同額が[②①のうち見込納付額]欄に表示されて、[差引]欄は0円となります。

この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭									
⑮									
均等割額									
算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑮									
円× $\frac{⑮}{12}$ ⑮									
既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑮									
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑮									
⑮									
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑮									
②①のうち見込納付額 ②①									
②①									
差 引 ②①-②①									
②②									

【[申告計算結果]欄が0円となる例】

6. メニュー1003で札幌市の納付書作成画面を確認すると、[申告計算結果]欄の法人税割額や均等割額は0円(※1)と表示されます。
- また、[納付額]欄の金額は変わらないため、「[申告計算結果]欄の金額≠[納付額]の金額」となり、納付額は赤字(※2)で表示されます。
- ※1 見込納付額の4,060,000円は、先に均等割額(60,000円)に充当されて、残額(4,000,000円)は法人税割額に充当されます。
- これにより、均等割額や法人税割額に0円が表示されます。
- ※2 納付額が申告計算結果と異なる場合、納付額は赤字で表示されます。

☐ (R04)法人市町村民税(納付書の作成)

ファイル(F) 表示(V) ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

2: 新宿販売株式会社

1. 法人市町村民税の納付書作成事項を入力してください。

本社・本店	市町村名	011002	札幌
税 目 等	申告計算結果	納付額	
各割額の税額表示区分	☒ 別建表示 ☐ 相殺表示		
法人税割額	01	(※1) 0	4,000,000
均等割額	02	(※2) 0	60,000
延滞金	03		
督促手数料	04		
合 計 額	05	4,060,000	

- ※1 $4,000,000\text{円}([この申告により納付すべき法人税割額]欄) - 4,000,000\text{円}(均等割額への充当後の見込納付額の残額) = 0\text{円}$
- ※2 $60,000\text{円}([この申告により納付すべき均等割額]欄) - 60,000\text{円}(見込納付額(4,060,000円)のうち均等割額への充当分) = 0\text{円}$